

寒河江市高圧・特別高圧電気料高騰対策支援金

電気料高騰による影響を強く受け、厳しい経営環境に置かれている、大量の電力を必要とする市内の製造業事業者を支援します！

【対象事業者】 次のいずれにも該当する事業者

- (1) 市内に事業所を有し、小売電気事業者と契約により高圧電力又は特別高圧電力の供給を受ける製造業事業者
- (2) 令和5年1月から令和5年8月までの期間における1か月当たりの平均使用電力量が1万kwh以上の事業者
- (3) 今後も事業継続の意思があること
- (4) 市税等の滞納がないこと（納税相談を含む）
- (5) 性風俗関連特殊営業及び暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している事業者でないこと

【支援金の額】

対象となる施設の、令和5年1月から令和5年8月における1か月当たりの平均使用電力量に応じて以下の表のとおり支援金を交付します。

（市内に複数の事業所を有する場合は、使用電力量を合算）

契約電力	平均使用電力量	支援金の額
高圧電力	1万kwh以上 2万kwh未満	14万円
	2万kwh以上 4万kwh未満	28万円
	4万kwh以上 6万kwh未満	56万円
	6万kwh以上 10万kwh未満	84万円
	10万kwh以上	140万円
特別高圧電力	一律	300万円

※高圧電力・特別高圧電力とは

高圧・特別高圧電力かどうかの判断の目安として、自家用の変圧設備（キュービクル）や送電線を引き込むための鉄塔などの設備を使用している又は電力会社の契約プランなどで判断してください。

【申請書類】

- (1) 寒河江市高圧・特別高圧電気料高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書
(様式第1号)
- (2) 市税等の納付状況の調査に係る同意書 (様式第2号)
(個人事業主の方は事業所得を申告している確定申告書に記載の住所を記入してください。)
※寒河江市での課税がない場合は納税証明書
- (3) 支援金振込先口座の通帳の写し (口座名義がカタカナで表示されているページ)
- (4) 令和5年1月分から令和5年8月分の契約電力、使用電力量及び使用場所が確認できる書類 (「電気料金請求内訳書」の写しなど)

◆提出方法 下記提出先へ郵送又は持参

◆提出期限 令和5年11月30日 (木) 必着

～お問合せ先・提出先～

〒991-8601 寒河江市中央一丁目9番45号

寒河江市商工推進課商工振興係

☎0237-85-1492